



第2章

計画策定の背景

1 世界のうごき

「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和 21(1946)年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、昭和 23(1948)年に、すべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)が、昭和 42(1967)年に、実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

「国際女性年」と「国連女性の十年」

昭和 50(1975)年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年の「国連女性の十年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。

「女性差別撤廃条約」

昭和 54(1979)年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言にもとづいて、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務づけた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

「国連女性の十年」の総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の十年」の最終年である昭和 60(1985)年には、ナイロビで「国連女性の十年最終年世界会議(第3回世界会議)」が開催され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は孤立した個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

20世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。平成 5(1993)年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的な人権である」と明記されました。女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成 6(1994)年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」が人権の一部であると確認されました。

「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成 7(1995)年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦 2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示されました。また、各国に国内行動計画の策定が求められました。

「女性2000年会議」と「北京+10」

平成12(2000)年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17(2005)年、「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性2000年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10(プラステン)」世界閣僚級会合が開催されました。

2 日本のうごき

「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、昭和50(1975)年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和52(1977)年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和61(1986)年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和55(1980)年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和59(1984)年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

昭和62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

平成3(1991)年には、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画型社会の形成」を目指すこととしました。

「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成6(1994)年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」

平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果をふまえ、男女共同参画社会に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」をふまえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」

平成 11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的としています。

「男女共同参画基本計画」

平成 12(2000)年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果をふまえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

「内閣府男女共同参画局」

平成 13(2001)年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

「配偶者暴力防止法」

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後 3 年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成 19(2007)年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また平成 16(2004)年には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針が策定されました。

「男女共同参画基本計画」(第二次)

平成 17(2005)年には、「男女共同参画基本計画」による取組を評価・総括し、第二次「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

3 鹿児島県のうごき

「青少年婦人課」「婦人行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和 54(1979)年、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

「婦人対策基本計画」

昭和 56(1981)年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和 60(1985)年の「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。

「鹿児島女性プラン21」

平成2(1990)年の「鹿児島総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成11(1999)年に、国の「男女共同参画2000年プラン」をふまえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成13(2001)年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定されました。

「鹿児島県男女共同参画センター」

平成15(2003)年に「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関するうごきとして、平成17(2005)年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

4 指宿市のうごき

旧指宿市において、男女共同参画社会基本法の趣旨をふまえた「指宿市男女共同参画基本計画」(平成16年度)を策定し、取組を進めてきました。

平成18年1月の合併により、男女共同参画社会づくりの専任係として、企画財政部企画課に男女共同参画推進係を設置しました。さらに、同年、新市において、市民とともに、また庁内横断的に男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために、市民による「指宿市男女共同参画推進懇話会」と、市民福祉担当副市長を会長とし、まちづくり担当副市長、教育長及び全部長・支所長を委員とする「指宿市男女共同参画推進会議」を設置しました。

平成18(2006)年9月に、男女共同参画社会について市の実態を把握するために「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施しました。この調査結果は今回の計画策定の基礎資料となっています。

なお、第一次指宿市総合振興計画において、計画の重点方針(重点戦略)のひとつとして「男女共同参画の視点に立ったまちづくり」を示し、より一層庁内横断的に総合的に施策を推進することとしています。

国際女性年以降の国内外のうごき

		国連のうごき	日本のうごき
1975(昭和50)年		国際女性年(目標:平等・開発・平和) 国際女性年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
国際女性 の十年 1976 ┆ 1985	1977(昭和52)年		「国内行動計画」策定
	1979(昭和54)年	国連第34回総会「女性差別撤廃条約」 採択	
	1980(昭和55)年	国連女性の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連女性の十年後半期 行動プログラム」採択	
	1981(昭和56)年		「国内行動計画後期重点目標」策定
	1985(昭和60)年	国連女性の十年最終年世界会議(ナイ ロビ)「ナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女性差別撤廃条約」批准
1986(昭和61)年		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(昭和62)年		「西暦2000年に向けての新国内行動計 画」策定	
1990(平成2)年	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦 略に関する第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		
1991(平成3)年		「育児休業法」公布	
1993(平成5)年	国連第48回総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択 世界人権会議(ウィーン)		
1994(平成6)年	国際・人口開発会議(カイロ)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
1995(平成7)年	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言」 と「行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法 制化)	
1996(平成8)年		男女共同参画推進連携会議(えがりて ネットワーク)発足 男女共同参画審議会「男女共同参画ビ ジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997(平成9)年		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布, 施 行 「食料・農業・農村基本法」公布, 施 行	
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」(ニ ューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	
2001(平成13)年		男女共同参画会議設置, 男女共同参画 局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間	
2002(平成14)年		アフガニスタンの女性支援に関する懇 談会開催	
2004(平成16)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」改正及び同法に 基づく基本方針策定	
2005(平成17)年	「北京+10」世界閣僚級会合(ニユー ヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策 定	
2006(平成18)年		「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参画担当大臣会 合」開催	
2007(平成19)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」改正 「男女雇用機会均等法」改正	

5 社会・経済環境の変化

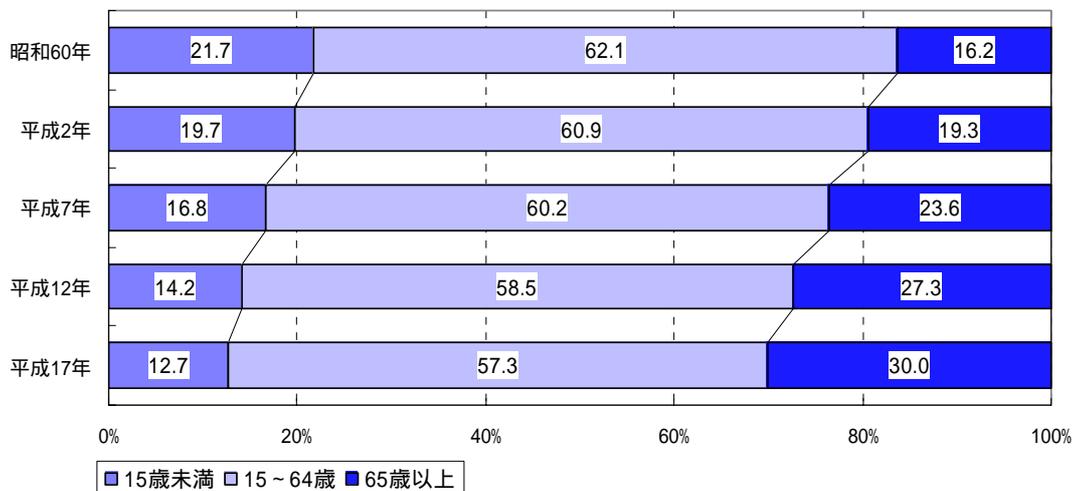
(1) 人口減少，少子高齢社会の進展

本市の総人口は，平成 12 年 48,750 人，平成 17 年 46,822 人，平成 19 年 45,533 人と減少しています。年齢 3 区分別人口を見ると，65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は，平成 12 年 27.3%，平成 17 年 30.0%と年々上昇し，平成 18 年 10 月 1 日現在で 30.7%です。平成 18 年 10 月 1 日現在の鹿児島県の高齢化率は 25.3%で，本市は県全体よりも早いペースで高齢化が進んでおり，市民の 3 人に 1 人が高齢者となっています。また，高齢者の単独世帯も増えており，平成 17 年では単独世帯の 55.0%が 65 歳以上となっています。また，単独世帯の 44.7%は 65 歳以上の女性です。

また，鹿児島県の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む平均子ども数）の状況は，平成 18 年は 1.51 で全国の 1.32 よりも上回ってはいますが低く推移しています。

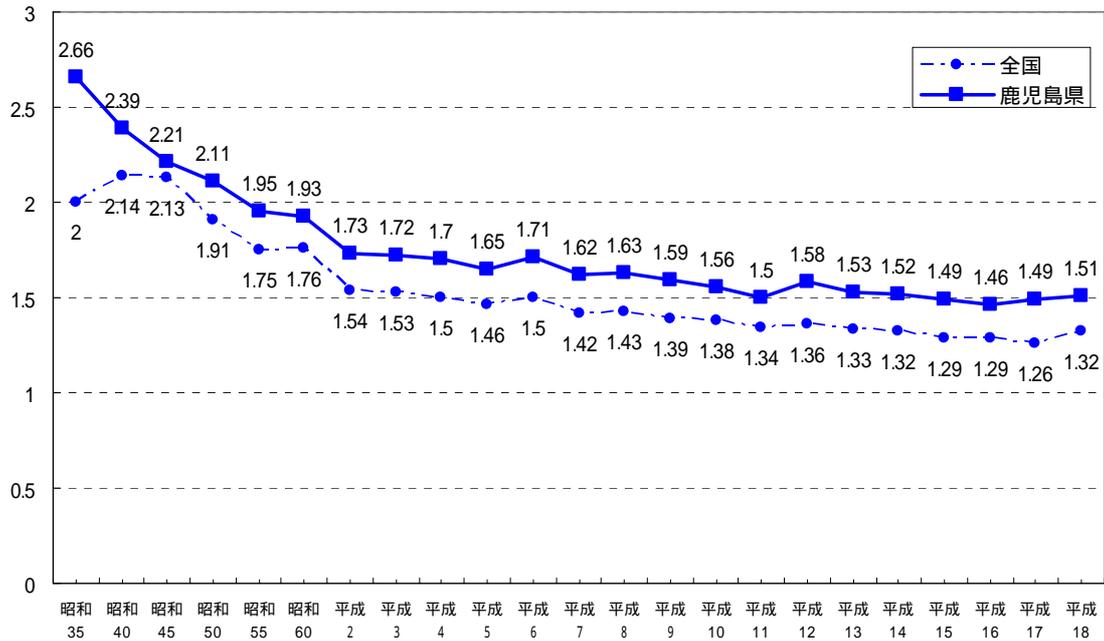
人口減少，少子高齢社会が進展する中で，労働力人口の減少や社会的扶養に関する負担の増大など，社会活力の低下をもたらすことが懸念されています。そのため，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

年齢 3 区分別人口の推移（指宿市）



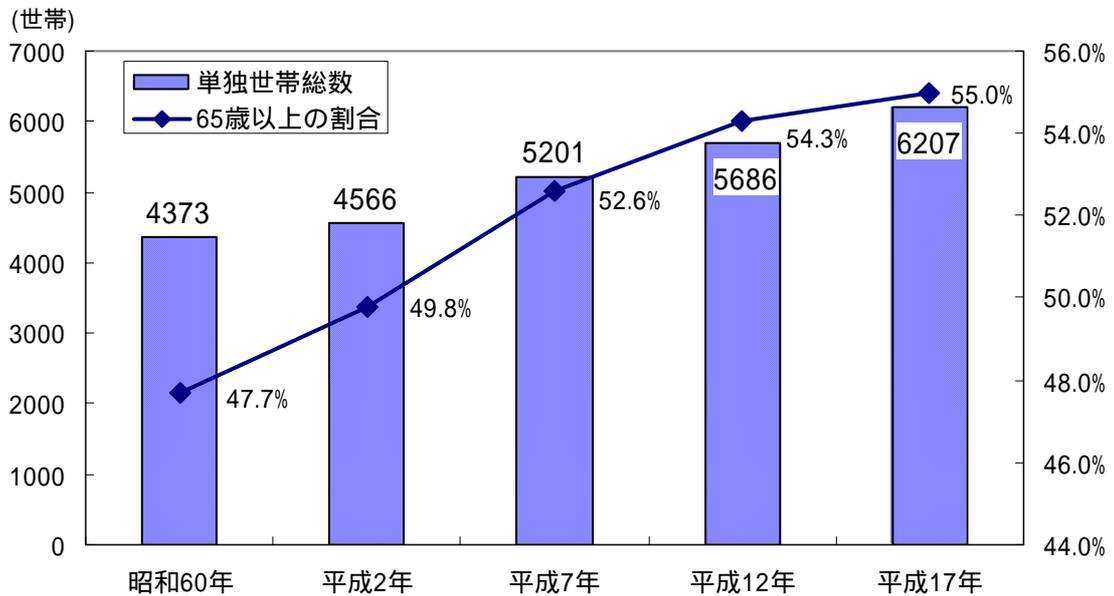
資料：国勢調査

合計特殊出生率 の推移（国・鹿児島県）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」，厚生労働省「人口動態統計」

単独世帯のうち65歳以上の高齢者が占める割合の推移（指宿市）



資料：国勢調査

合計特殊出生率
 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子ども数に相当する。(人口動態統計調査)(都道府県別は5歳階級で算出)

(2) 就業構造の状況

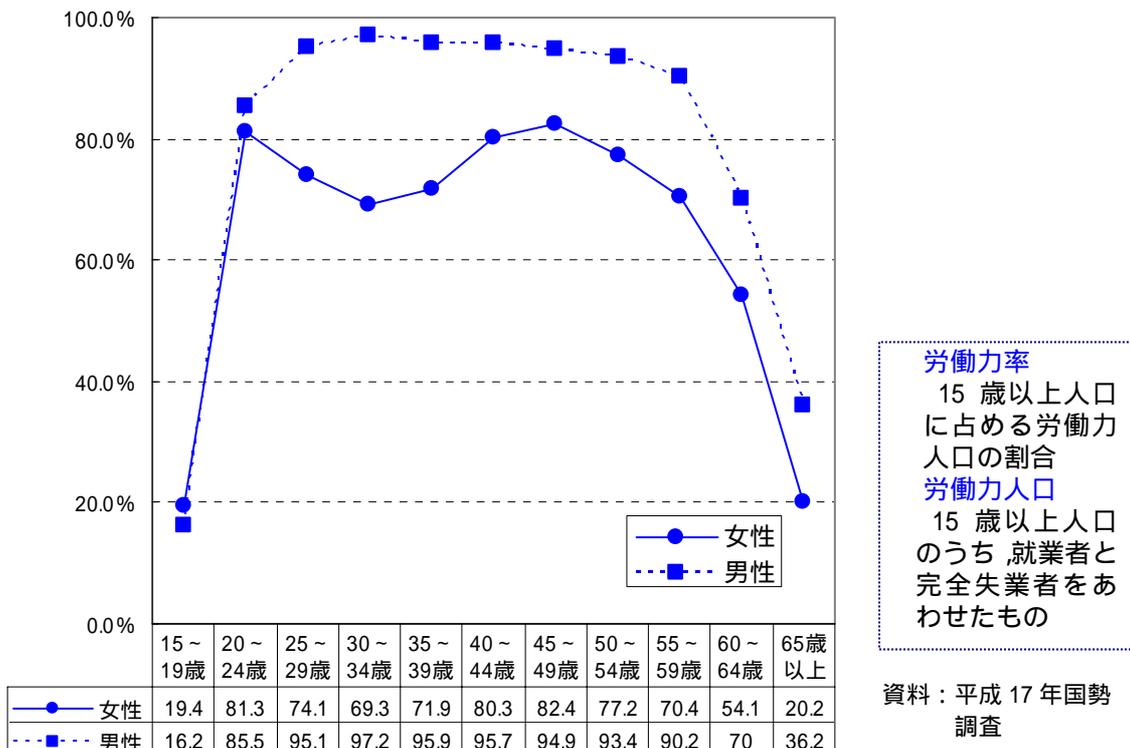
年齢別の労働力率を男女別に見ると、下図のようになります。男性は20歳代から50歳代までほぼ同様の割合の人が働いており、グラフは台形になります。一方で、女性は20歳代後半から30歳代前半にかけて働く人の割合が減少し、40歳代前半にかけて徐々に増加するM字型の曲線になります。これは、女性の働き方における日本の特徴と言われる「一時就業中断型」を示すものです。本市も同様の状況です。

市民意識調査によると、30歳代男女の仕事に就いている理由については、「生計を維持する」では女性69.6%、男性96.6%と、男性の方が多く、「家計の足しにする」では女性39.1%、男性27.6%と、女性の方が多くなっています。

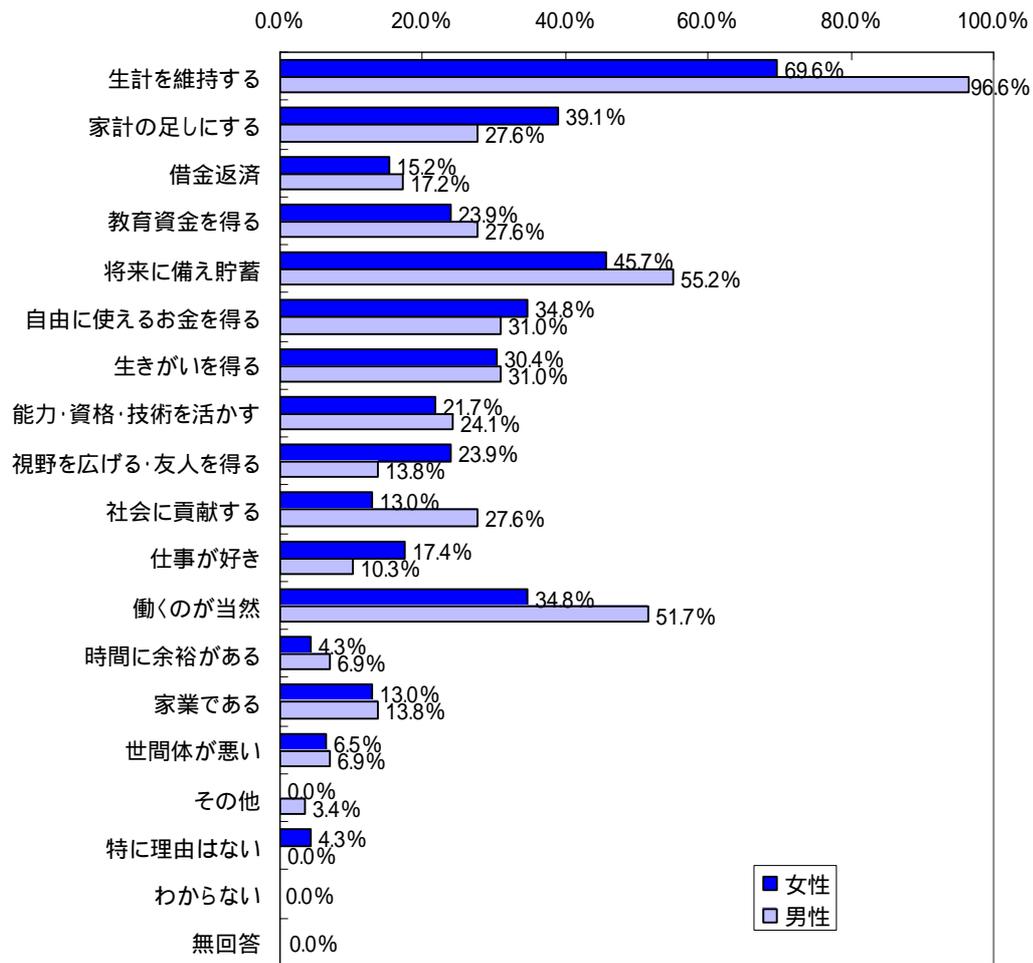
また、家庭の事柄の役割分担について、30歳代の状況を見ると、「家事」「育児」ともに「妻」と回答している割合が多くなっています。結婚や出産・育児などが男性よりも女性の働き方に大きく影響することがうかがえます。

人口減少、少子高齢社会が進展し、女性や高齢者の労働市場への参入の期待が高まる中で、女性にとっても、男性にとっても多様な働き方の選択が可能で、就労を望む人が安心して働き続けられる環境の整備が求められています。また、選択した職業生活において性別や年齢によって差別されることなく、誰もが働きやすい就業環境の整備を進めることも必要です。

5歳階級別労働力率（指宿市）

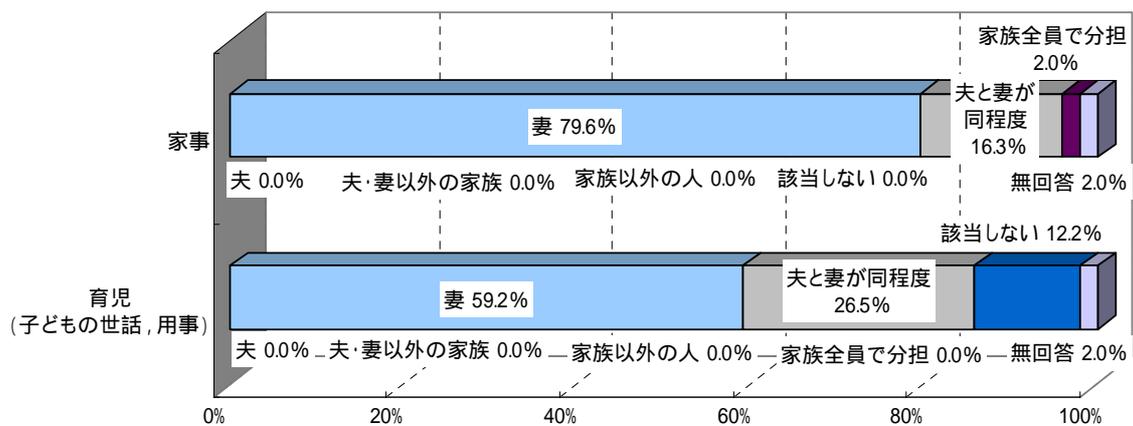


仕事に就いている理由（30歳代 指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

家庭内の事柄の役割分担について（30歳代 指宿市）



資料：男女共同参画社会についての市民意識調査（平成18年指宿市）

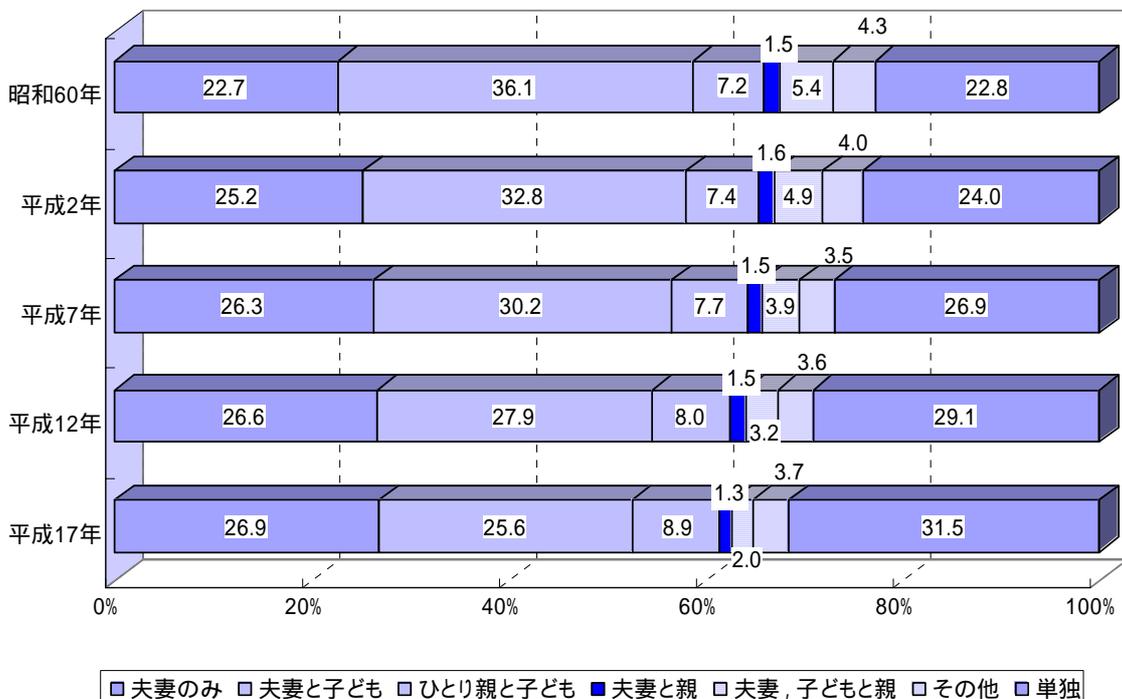
(3) 家族形態・生活形態の多様化

本市における世帯の家族類型別の割合を見ると、「夫妻と子ども」の世帯は減少傾向にあります。「夫妻のみ」と「ひとり親と子ども」「単独」の世帯は増加傾向にあります。なかでも、「単独」世帯は市の世帯の約3分の1となっています。このように、市においても家族形態の多様化が顕著になってきており、それによって生活形態の多様化が進んでいます。

また、夫妻の働き方を見ると、夫妻がいる一般世帯のうち、「夫妻とも働いている」52.3%、「夫のみ働いている」20.7%、「妻のみ働いている」5.3%、「夫妻とも働いていない」21.6%となっています。これまで、様々な制度は「働く夫、専業主婦の妻、子どもが2人」という家族をモデルとしてきましたが、現実には、暮らしは多様化しています。

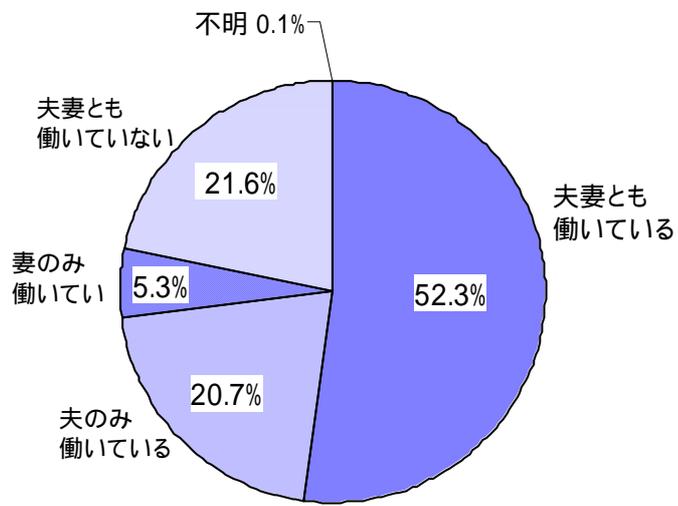
このような現状を踏まえて、家族形態・生活形態の多様化に配慮した各種施策の実施に努め、一人ひとりの暮らしの質の向上をめざす環境の整備を進める必要があります。

世帯の家族類型別割合の推移（指宿市）



資料：国勢調査

夫妻の働き方の状況（指宿市）



資料：平成 17 年国勢調査



参考資料等

- 『国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けた男女平等，開発および平和」(非公式
訳)』 2000 年 国際連合広報センター
- 「世界人権会議 ウィーン宣言及び行動計画」 国際連合広報センターホームページ
- 「1981 年の家族的責任を有する労働者条約(第 156 号)」ILO 駐日事務所ホームページ
- 「国連特別総会「女性 2000 年会議」概要と評価」 外務省ホームページ
- 「第 49 回国連婦人の地委員会(「北京 + 10 ハイレベル会合)概要と評価」
外務省ホームページ
- 「国内行動計画(2000 年プラン)」 内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「男女共同参画白書」(平成 13 年版) 2001 年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成 17 年版) 2005 年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成 18 年版) 2006 年 内閣府
- 「男女共同参画白書」(平成 19 年版) 2007 年 内閣府
- 「男女共同参画基本計画」 2000 年 内閣府男女共同参画局
- 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」 2005 年 内閣府男女共同参画局
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」
2004 年 内閣府男女共同参画局
- 「用語集」 内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「人口動態統計月報年計(概数)の概況(平成 18 年)」 厚生労働省
- 「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」
2006 年 鹿児島県環境生活部青少年男女共同参画課
- 「鹿児島県年齢別推計人口調査結果(平成 18 年 10 月 1 日現在)」 鹿児島県企画部統計課
- 「指宿市男女共同参画基本計画書」 2005 年 旧指宿市総務部企画課
- 昭和 60 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 2 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 7 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 12 年国勢調査結果 総務省統計局
- 平成 17 年国勢調査結果 総務省統計局
- 「逐条解説 男女共同参画社会基本法」 2004 年 ぎょうせい